調査計画

1　調査の名称（■特定一般統計調査　□その他の一般統計調査）
障害福祉サービス等経営実態調査

2　調査の目的
障害福祉サービス等経営実態調査は、直近の障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況を調査し、次期障害福祉サービス等報酬改定の検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3　調査対象の範囲
（1）地域的範囲（■全国　□その他）
（2）属性的範囲（□個人　□世帯　■事業所　□企業・法人・団体　□地方公共団体　□その他）
以下のサービスを提供する施設・事業所
① 障害者支援施設・障害福祉サービス
ア 介護給付
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援
イ 訓練等給付
自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助
ウ 相談支援
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
② 障害児通所支援・障害児入所施設
児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援

4　報告を求める個人又は法人その他の団体
（1）報告者数　17,234 施設・事業所（母集団の大きさ 177,198 施設・事業所）

○ サービス区分別の内訳（施設・事業所数）

	サービス区分	母集団	客体数	抽出率	想定有効回答率	片側区間
1	居宅介護	23,736	900	3.8%	47.0%	5.0%
2	重度訪問介護	8,371	810	9.7%	47.0%	5.0%
3	同行援護	6,178	780	12.6%	47.0%	5.0%
4	行動援護	2,620	730	27.9%	46.0%	5.0%
5	療養介護	260	260	100.0%	61.0%	4.9%
6	生活介護	13,412	900	6.7%	58.0%	5.0%
7	短期入所	7,696	700	9.1%	55.0%	5.0%
8	重度障害者等包括支援	11	11	100.0%	50.0%	28.3%
9	施設入所支援	2,533	450	17.8%	75.0%	5.0%
10	自立訓練（機能訓練）	217	217	100.0%	61.0%	5.4%
11	自立訓練（生活訓練）	16,74	580	34.6%	54.0%	5.0%
12	就労選択支援	714	500	70.0%	50.0%	5.0%
13	就労移行支援	3,040	650	21.4%	52.0%	5.0%

14	就労継続支援Ａ型	4,527	800	17.7%	44.0%	5.0%
15	就労継続支援Ｂ型	20,037	690	3.4%	55.0%	5.0%
16	就労定着支援	1,875	570	30.4%	56.0%	5.0%
17	自立生活援助	336	336	100.0%	49.0%	5.5%
18	共同生活援助（介護サービス包括型）	12,645	820	6.5%	45.0%	5.0%
19	共同生活援助（日中サービス支援型）	1,477	770	52.1%	40.0%	5.0%
20	共同生活援助（外部サービス利用型）	1,119	630	56.3%	45.0%	5.0%
21	計画相談支援	11,810	750	6.4%	49.0%	5.0%
22	地域相談支援（地域移行支援）	590	500	84.7%	47.0%	5.0%
23	地域相談支援（地域定着支援）	608	490	80.6%	48.0%	5.0%
24	障害児相談支援	8,3786,578	760	9.1%	48.0%	5.0%
25	児童発達支援	15,002	980	6.5%	43.0%	5.0%
26	放課後等デイサービス	24,605	980	4.0%	40.0%	5.0%
27	居宅訪問型児童発達支援	160	160	100.0%	52.0%	7.5%
28	保育所等訪問支援	3,177	700	22.0%	49.0%	5.0%
29	福祉型障害児入所施設	188	188176	100.0%	78.0%	3.8%
30	医療型障害児入所施設	202	202	100.0%	63.0%	5.3%
	合計	177,198	17,814	10.1%		

（２）報告者の選定の方法（□全数　■無作為抽出（■全数階層あり）　□有意抽出）

令和７年５月１日現在の障害福祉サービス等施設・事業所を都道府県に照会（注１）し作成した名簿から、報酬請求（サービス提供）実績が無い施設・事業所を除外（注２）した上で、上記４（１）のサービス区分別に、経営主体及び地域区分により並び替えた上で、等間隔抽出法により抽出を行う（詳細は別添「「令和８年障害福祉サービス等経営実態調査」の標本設計について」を参照）。

（注１）障害福祉サービス等施設・事業所を含む社会福祉施設等は、事業の開始、休廃止、事業所名の変更、所在地の移転等に際し、当該事業を所管する地方自治体に届出を行うため、地方自治体は登録施設・事業所の最新の情報を保有している。調査の実施に当たり、それらの情報を反映する必要があるため、毎年５月１日現在を基準日として、都道府県（及び都道府県経由で市町村）に施設・事業所情報の照会を行い、調査用母集団リストを直近のものに更新する必要がある。

（注２）国民健康保険団体連合会から提供される毎月の報酬請求事業所のリストと、調査用母集団リストを突合し、調査対象期間に報酬請求実績がない事業所は、活動していない（サービスを提供していない）と判断して調査対象から除外。

５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（１）報告を求める事項（詳細は調査事項一覧を参照）

調査対象サービスにおけるサービス提供状況、職員数・給与等の状況、事業活動収支の状況

〔集計しない事項の有無〕　無□　有■

・問１（事業所設立年月及び会計期間）、問２、問３「会計区分」は、その会計期間及び会計区分状況を把握し、期間や区分に応じた審査を行うために用いるものであり、集計は行わない。

・問４（２）食堂及び調理室の面積、問７「賞与」、「退職給付」、「法定福利費」、問10「法人本部における繰入金」については、調査対象サービスにおける収入及び支出の按分処理に係る按分指標の算出にのみ用いるものであり、集計は行わない。

・法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
・法人名、事業所名、事業所住所、法人本部住所については調査対象の確認にのみ用いるものであり、集計は行わない。
・電話番号、FAX、メールアドレス、担当者については、回答内容に関する疑義照会にのみ用いるものであり、集計は行わない。

（２）基準となる期日又は期間
○障害福祉サービス等の提供状況：令和７年 10 月（一部項目は令和７年 10 月１日現在）
○職員数・給与等の状況：令和７年 10 月
○事業活動収支の状況：直近の会計年度

６　報告を求めるために用いる方法
（１）調査系統
①　一括送付法人※に属する調査対象施設・事業所（以下「報告事業所」という。）
（配布）厚生労働省－民間事業者－報告者の属する法人本部－報告者
（回収）報告者－民間事業者－厚生労働省
②　一括送付法人に属する報告事業所以外の報告事業所
厚生労働省－民間事業者－報告者
※　一括送付法人・・・報告事業所が属する法人が報告事業所それぞれの調査票の送付を一括して受けることを希望する場合、事前に後記（２）イを届け出ることで、報告事業所のリスト（以下「対象事業所リスト」という。）の伝達及び調査票の当該一括送付を受けることとなる法人をいう。

（２）調査方法
■郵送調査　■オンライン調査（□政府統計共同利用システム　■独自のシステム　□電子メール）
□調査員調査　□その他（　　）
〔調査方法の概要〕
（一括送付法人に属する報告事業所）
ア．一括送付法人に係る仕組み及び後記イの届出手続きの周知を図るため、令和８年５月中を目途に、厚生労働省ＨＰに募集案内を行う。
イ．法人本部は、当該法人に属する事業所のうち、報告事業所の調査票の送付を受けることについて、厚生労働省に届出する。
ウ．厚生労働省は、前記イで届出があった法人本部に対し、厚生労働省から対象事業所リストの伝達をするとともに厚生労働省の委託を受けた民間事業者から、報告者の属する法人本部へ調査関係書類を郵送する。
エ．報告者の属する法人本部は、報告事業所に対して調査票を送付する。
オ．報告者は、送付された調査票に必要事項を記入の上、同封された返信用封筒にて郵送により民間事業者に返送する方法、又は、民間事業者が作成した報告者専用WEBページから電子調査票をダウンロードし、必要事項を入力した後、報告者専用WEBページにアップロードする方法、報告者専用WEBページに直接入力する方法のいずれかにより報告を行う。
なお、報告者専用WEBページの利用に際しては、報告者専用のID及びパスワードを設定することにより、報告者以外の者の利用を排除する。

カ．民間事業者が行う業務内容は、標本抽出、調査票の作成、調査票の印刷、発送、オンラインによる電子調査票の回収、集計、分析業務及び報告書の作成である。

（一括送付法人に属する報告事業所以外の報告事業所）

ア．厚生労働省の委託を受けた民間事業者が、郵送にて報告者に対して調査票を送付する。

イ．報告者は、調査票に必要事項を記載の上、同封された返信用封筒にて報告又は、民間事業者が作成した報告者専用WEBページから電子調査票をダウンロードし、必要事項を入力した後、報告者専用WEBページにアップロードする方法又は、報告者専用WEBページに直接入力することにより報告を行う。

なお、報告者専用WEBページの利用に際しては、報告者専用のID及びパスワードを設定することにより、報告者以外の者の利用を排除する。

ウ．民間事業者が行う業務内容は、標本抽出、調査票の作成、調査票の印刷、発送、オンラインによる電子調査票の回収、集計、分析業務及び報告書の作成である。

7　報告を求める期間

（1）調査の周期

□１回限り　□毎月　□四半期　□１年　□２年　■３年　□５年　□不定期　□その他（　　）

（１年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和５年）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和８年６月中旬～７月中旬（オンライン回答の場合は７月下旬）

8　集計事項

サービス別にみた１施設・事業所あたり収支額に関する集計、サービス別にみた１施設・事業所あたり従事者数（常勤換算数）に関する集計　等

（集計事項一覧については、別葉「障害福祉サービス等経営実態調査」集計表一覧のとおり。）

9　調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表・非公表の別（■全部公表　□一部非公表　□全部非公表）

（2）公表の方法（■e-Stat　　□インターネット（e-Stat 以外）　□印刷物　　□閲覧）

（3）公表の期日

概　況　：令和８年 11 月まで

詳細：令和９年３月まで

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類　□日本標準職業分類　□その他（　　）

■使用しない

本調査は、障害福祉サービス等施設・事業所を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

①　記入済調査票

保存期間　　１年
保存責任者　　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

② 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体

保存期間　　永年
保存責任者　　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

別添

「令和８年障害福祉サービス等経営実態調査」の標本設計について

■抽出方法

サービス区分別に、経営主体及び地域区分により並び替えた上で、等間隔抽出法により抽出を行う。

■目標精度及び標本サイズ

まず、当部において実施した「令和５年障害福祉サービス等経営実態調査」及び「令和７年障害福祉サービス等経営概況調査」を踏襲し、母比率の区間推定で、95%信頼区間（＝標本比率±1.96×標準誤差）の 1.96×標準誤差を 5%以下となるよう必要標本サイズを算定した。

標準誤差を算定する計算式：　$\sqrt{p(1-p)} \times \frac{1}{\sqrt{n}} \times \frac{\sqrt{N-n}}{\sqrt{N-1}}$

標本サイズｎ　母集団サイズＮ　比率ｐは不明のため、標準誤差が最大となる 0.5 を仮定。

次に、障害福祉サービス等報酬改定はサービスを利用する家族や事業者など、国民生活へ多岐にわたる影響を与えるものであり、その基礎資料となる本調査の結果精度を前回調査から落とすことは適切ではないと考えられることから、算出した必要標本サイズは、直近で実施した「令和５年障害福祉サービス等経営実態調査」及び「令和７年障害福祉サービス等経営概況調査」の有効回答率（実績値）を基に、以下の①～③のとおり、十分な集計対象数が確保できるようにする。

①サービス毎の母集団及び過去調査等を参考とした想定有効回答率を設定する。

②母集団サイズを踏まえ、上記精度が確保される想定有効回答数を算出する。

③以下の a、b、c の基準に該当するよう客体数を決定する。

a 上記精度が５％を超えるサービス区分については全数調査とする。

b 上記精度５％以下が確保できているサービス区分については、５％となるように客体数を設定する。

c ただし、上記精度が５％以下になるサービス区分であっても、母集団サイズが小さく、標本調査とした場合に必要な精度が確保できなくなるリスクが高いものについては、有効回答数が減少した場合の結果精度への影響を勘案し、全数調査とする。

また、同一事業所にて複数サービスを実施している場合に、重複して調査対象とならないように、全数調査対象のサービスに複数該当している事業所を除き、重複排除を行うものとする。

■標本の設計

		母集団	客体数	抽出率	想定有効回答率
1	居宅介護	23,736	900	3.8%	47%
2	重度訪問介護	8,371	810	9.7%	47%
3	同行援護	6,178	780	12.6%	47%
4	行動援護	2,620	730	27.9%	46%
5	療養介護	260	260	100.0%	61%
6	生活介護	13,412	900	6.7%	58%
7	短期入所	7,696	700	9.1%	55%
8	重度障害者等包括支援	11	11	100.0%	
9	施設入所支援	2,533	450	17.8%	75%
10	自立訓練（機能訓練）	217	217	100.0%	
11	自立訓練（生活訓練）	1,674	580	34.6%	54%
12	就労移行支援	3,040	650	21.4%	52%
13	就労継続支援Ａ型	4,527	800	17.7%	44%
14	就労継続支援Ｂ型	20,037	690	3.4%	55%
15	就労定着支援	1,875	570	30.4%	56%
16	就労選択支援	714	500	70.0%	50%
17	自立生活援助	336	336	100.0%	
18	共同生活援助（介護サービス包括型）	12,645	820	6.5%	45%
19	共同生活援助（日中サービス支援型）	1,477	770	52.1%	40%
20	共同生活援助（外部サービス利用型）	1,119	630	56.3%	45%
21	計画相談支援	11,810	750	6.4%	49%
22	地域相談支援（地域移行支援）	590	500	84.7%	47%
23	地域相談支援（地域定着支援）	608	490	80.6%	48%
24	障害児相談支援	8,378	760	9.1%	48%
25	児童発達支援	15,002	980	6.5%	43%
26	放課後等デイサービス	24,605	980	4.0%	40%
27	居宅訪問型児童発達支援	160	160	100.0%	
28	保育所等訪問支援	3,177	700	22.0%	49%
29	福祉型障害児入所施設	188	188	100.0%	
30	医療型障害児入所施設	202	202	100.0%	
	合計	177,198	17,814	10.1%	

※令和７年４月～10 月で活動実績（請求実績）のある事業所を母集団としている。

※就労選択支援は令和７年 10 月開始のサービスで活動実績が蓄積されていないため、R8.1 末時点の登録事業所数（活動していない事業所も含まれる）を母集団としている。

■　母集団推計の有無等

本調査は、１事業所当たりの平均的な状況を集計することを目的としており、母集団推計（母集団復元）は行わない。なお、１事業所当たりの状況の集計に当たっては、得られた回答について、サービス区分ごとに、経営主体及び地域区分ごとの抽出状況に応じて加重平均して算出する。

別葉

「障害福祉サービス等経営実態調査」集計表一覧

令和8年度障害福祉サービス等経営実態調査	
表番号	表題
第1表	1施設・事業所当たり収支額、サービス提供状況；収支科目・サービス種類別
第2表	1施設・事業所当たり従事者数（常勤換算人数）、常勤率；職種・常勤－非常勤別・サービス種類別
第3表	職員1人当たり給与額、常勤－非常勤別；サービス種類別
参考表1	1施設・事業所当たり収支額、サービス提供状況；収支科目・法人規模・サービス種類別
参考表2	1施設・事業所当たり収支額、サービス提供状況；収支科目・地域区分・サービス種類別
参考表3	1施設・事業所当たり収支額、サービス提供状況；収支科目・経営主体・サービス種類別
参考表4	介護テクノロジーの導入状況、1施設・事業所当たり機器の保守・点検等にかかった費用額；サービス種類別
参考表5	コンサルティングサービスの利用状況・フランチャイズ加盟状況、1施設・事業所当たりコンサルティング・フランチャイズ費用額；サービス種類別
参考表6	延べ訪問回数に同一建物の集合住宅に居住する者への訪問の占める割合；サービス種類別
参考表7	訪問する職員の主な訪問（移動）手段；サービス種類別
参考表8	1回（件）の訪問にかかった平均的な移動時間；サービス種類別
参考表9	1回の送迎にかかった平均的な送迎時間；サービス種類別

障害福祉サービス等経営実態調査　調査事項一覧

（令和8年障害福祉サービス等経営実態調査における調査事項）

1　調査対象サービスが属する会計の区分状況等

2　調査対象サービスが属する会計の区分におけるサービス提供状況

（1）定員（人）

（2）開所日数（日）

（3）実利用者数（人）

（4）延べ訪問回数（回）

（5）延べ利用者数（人）

（6）利用者等への延べ食事提供回数

（7）延べ床面積（㎡）あるいは割合（%）

3　調査対象サービスが属する会計の区分における職員数・職員給与の状況

（1）職種別の職員数（人）

（2）職種別の職員給与（円）

4　調査対象サービスが属する会計の区分における事業活動収支等の状況（円）